



生物多様性国家戦略2023-2030（案）の概要

【位置づけ】

- ✓ 新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
- ✓ 2030年ネイチャーポジティブを目指し、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用するための戦略

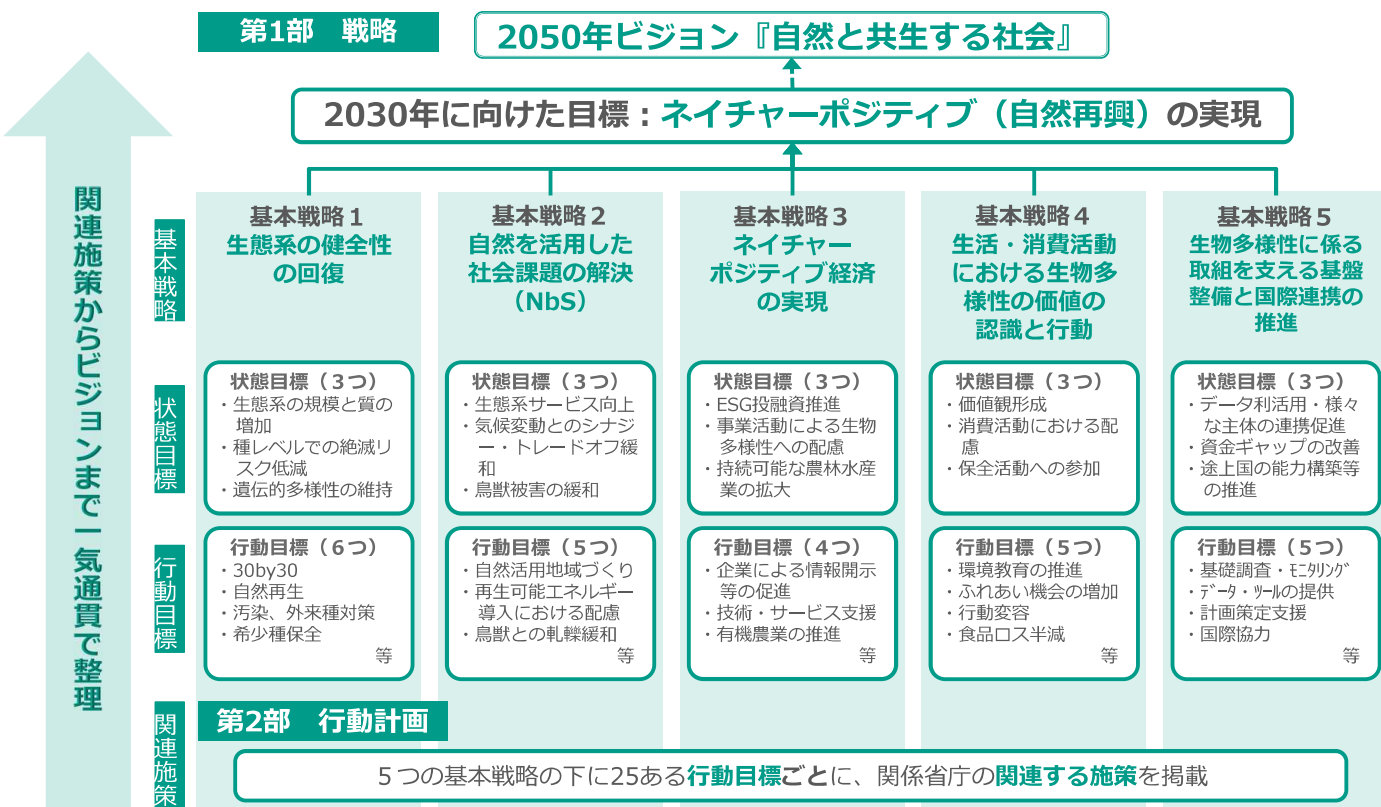
【ポイント】

- ✓ 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた**社会の根本的変革**を強調
- ✓ **30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、自然の恵みを維持回復
- ✓ **自然資本を守り活かす社会経済活動**（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の駆動力となる取組）の推進

生物多様性国家戦略2023-2030（案）の骨格



「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、個別施策を各行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理



現行戦略との比較



生物多様性国家戦略2012-2020

生物多様性国家戦略2023-2030 (案)

第1部

生物多様性の重要性

4つの危機、5つの課題、基本的な考え方、長期目標、短期目標

国土のグランドデザイン

第2部

愛知目標達成に向けた国別目標
主要行動目標、指標

第3部

国土空間的施策
横断的・基盤的施策
東日本大震災からの復興・再生
(約700施策、50の数値目標)

本体の分量削減
関係性の明確化



施策の整理統合
目標との関係整理

基礎的情報は
本文と別枠で記載

第1部

世界と日本の現状

↓
4つの危機と危機の背景

↓
長期目標・短期目標

↓
目標達成のための基本戦略と
それに紐づく状態・行動目標

↓
実施に向けた考え方

点検・評価、各主体の役割

第2部

行動目標ごとに施策を整理
(約370施策、249の数値目標)

附属書

30by30ロードマップ、生物多様性の
重要性、国土のグランドデザイン

※状態・行動目標の進捗を測る指標は別途設定



30by30目標とは

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標



30by30が重要と指摘する国内外の研究報告

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%まで拡大が必要
- 日本の保護地域を30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

- 様々な効果 など
- 気候変動：緩和、適応に貢献
 - 災害に強く恵み豊かな自然：
国土の安全保障の基盤
 - 花粉媒介者：国内で年3300億円の実り
 - 森林の栄養：河川を通して海の生産性を向上
 - 観光や交流人口の増加などの地域づくり

日本の陸域及び内陸水域の保護区の面積割合

○愛知目標11の対象となる国内の陸域及び内陸水域の保護地域
(「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」(2014年3月)から抜粋)

- 自然公園 (自然公園法) : 国立公園、国定公園、都道府県立自然公園
- 自然海浜保全地区 (瀬戸内海環境保全特別措置法)
- 自然環境保全地域 (自然環境保全法) : 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域
- 鳥獣保護区 (鳥獣保護管理法)
- 生息地等保護区 (種の保存法)
- 近郊緑地特別保全地区 (首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律)
- 特別緑地保全地区 (都市緑地法)
- 保護林 (国有林野の管理経営に関する法律)
- 緑の回廊 (国有林野の管理経営に関する法律)
- 天然記念物 (文化財保護法)
- 都道府県が条例で定めるその他保護地域

○これらのうち地理情報が入手可能な区域を、重複を除き計算した結果、面積は約77,300km²、国土面積に対する割合は約20.5%となった。

表.地理情報が入手可能な区域の面積及び国土に占める割合

保護区種別	陸域面積 (km ²)※1	割合 (%)※2	データ基準年
自然公園	56,051	14.8	2019年
自然環境保全地域	1,126	0.30	2015年
鳥獣保護区	33,211	8.79	2018年
生息地等保護区	9	0.01未満	2018年
保護林	9,702	2.57	2018年
緑の回廊	5,843	1.55	2018年

※1 GISデータに基づく面積であり、指定面積の合計とは一致しない。
※2 重複等があるため、それぞれの割合の合計値は20.5%にならない。

日本の海洋保護区制度の一覧

我が国における海洋保護区
13.3% (59.4万km²)

- 我が国の管轄権内の水域に対する海洋保護区の面積の割合は13.3%。
- それぞれの海洋保護区が該当する割合を示す。
※重複等があるため、それぞれの割合の合計値は13.3%にはならない。

①自然景観の保護等

自然公園(自然公園法) **0.43%** (70件:19,115km²)
優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る

②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

自然環境保全地域(自然環境保全法) **0.01%未満** (1件:1km²)
保全が特に必要な優れた自然環境を保全する

沖合海底自然環境保全地域(自然環境保全法) **5.07%** (4件:226,834km²)
沖合の区域の保全が特に必要な優れた自然環境を保全する

鳥獣保護区(鳥獣保護管理法) **0.01%** (21件:661km²)
鳥獣の保護

生息地等保護区(種の保存法) 海域では指定実績なし
国内希少野生動植物種を保全する

③水産動植物の保護培養等

保護水面(水産資源保護法) **0.01%未満** (52件:28km²)
水産動植物の保護培養

沿岸水産資源開発区域、指定海域(海洋水産資源開発促進法) **7.46%** (31件:333,616km²)
水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進

共同漁業権区域(漁業法) **1.95%** (多数:87,200km²)
漁業生産力の発展(水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等)等

データ出典：環境省「令和2年度生物多様性条約における2021年以降の国際目標に関する議論に向けた調査検討業務」報告書

30by30ロードマップのOECMに係る方針

✓ 30by30 目標は主にOECMにより達成を目指す

① 自然共生サイト

- ・まずは「自然共生サイト」の仕組みの構築・認定の推進
- ・**2023年中に100箇所以上**を目指す(日本のOECMの相場観の醸成)
- ・**企業等の取組や資金を積極的に呼び込み**、各地域で様々な観点からフックをかけて**自然資本と生態系サービスを確保**

→**地域の経済・社会・環境問題の同時解決**

② 国制度OECM (省庁連携)

- ・国の制度等に基づき管理されている**森林、河川、港湾、都市の緑地**について、関係省庁(環境省、国交省、農水省等)が連携してOECMの可能性ある地域を整理、**適切なものをOECMとして設定**【主に陸域】

保護地域・OECM
・自然共生サイト
の概念図

